

ふるさと納税 実質負担額が2千円となる 寄附額の目安について（平成27年以降）

○ふるさと納税とは

自治体に対してふるさと納税（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち 2,000円 を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。

適用 下限額 2,000円	【所得税の控除額】 (ふるさと納税額※-2,000円) × 所得税率 ※上限: 総所得金額等の40%	【住民税の控除額】 (基本分) (ふるさと納税額※-2,000円) × 住民税率(10%) ※上限: 総所得金額等の30%	【住民税の控除額】 (特例分) (ふるさと納税額-2,000円) × (90%-所得税率) 所得割額の2割を限度
← 控除外 →		← 控除額 →	

○上限額の計算式について

**実質負担額が2千円となる
寄附額の目安**

$$= \text{所得割額} (\text{※1}) \times 0.2 \div \frac{90\% - \text{所得税率} \times 1.021 (\text{※2})}{100\%} + 2 \text{千円}$$

※寄附をする時点では、所得割額及び所得税率は確定していないため、計算式はあくまでも目安となりますのでご注意ください。

(※1) サラリーマン等で給与から住民税が引落とされる方（特別徴収）は昨年の「特別徴収税額 決定・変更通知書」の「所得割額⑥」が目安金額となります。事業主の方等で、納付書で住民税を納める方（普通徴収）の場合は、「市民税・県民税納税通知書」の「税額控除後所得割額 f」が目安金額となります。

(※2) 下表の所得税率を当てはめてください。

課税総所得金額	所得税率	上限額の計算式（課税総所得金額に応じた計算式です。）
195万円以下	5%	寄附金の目安金額 = 所得割額 × 23.558% + 2千円
195万円超 330万円以下	10%	寄附金の目安金額 = 所得割額 × 25.065% + 2千円
330万円超 695万円以下	20%	寄附金の目安金額 = 所得割額 × 28.743% + 2千円
695万円超 900万円以下	23%	寄附金の目安金額 = 所得割額 × 30.067% + 2千円
900万円超 1,800万円以下	33%	寄附金の目安金額 = 所得割額 × 35.519% + 2千円
1,800万円超 4,000万円以下	40%	寄附金の目安金額 = 所得割額 × 40.683% + 2千円
4,000万円超	45%	寄附金の目安金額 = 所得割額 × 45.397% + 2千円

課税総所得金額は、サラリーマンの方であれば、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」から「所得控除の額の合計額」を引いた額、確定申告書では、「課税される所得金額」の欄の額が目安金額となります。